

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第4号

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年岩手県条例第52号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(防疫等作業手当)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項の手当の額は、作業又は勤務1日につき380円の範囲内で人事委員会の定める額とする。</p>	<p>(防疫等作業手当)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項の手当の額は、作業又は勤務1日につき380円の範囲内で人事委員会の定める額とする。<u>ただし、同項第1号に掲げる作業で心身に著しい負担を与えると人事委員会が認めるものに従事した場合にあっては、当該人事委員会の定める額に100分の100の範囲内で人事委員会の定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。</u></p>
<p>(社会福祉業務手当)</p> <p>第5条の3 社会福祉業務手当は、次に掲げる職員に対して、支給する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 福祉総合相談センターに勤務し、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）、<u>売春防止法（昭和31年法律第118号）</u>又は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）の規定に基づき援護又は更生の措置を要する者、<u>要保護女子等</u>に面接して行う相談、<u>調査</u>、<u>判定</u>又は<u>指導</u>の業務に専ら従事する職員</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(社会福祉業務手当)</p> <p>第5条の3 社会福祉業務手当は、次に掲げる職員に対して、支給する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 福祉総合相談センターに勤務し、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）、<u>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）</u>又は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）の規定に基づき援護又は更生の措置を要する者、<u>困難な問題を抱える女性等</u>に面接して行う相談、<u>指導</u>、<u>判定</u>又は<u>援助</u>の業務に専ら従事する職員</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>2 [略]</p>

<p>(精神保健福祉業務手当)</p> <p>第7条 精神保健福祉業務手当は、職員が、次に掲げる業務に従事したときに、支給する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 法第47条第1項の規定による精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談及び<u>指導</u>又はこれらに準ずる業務で精神障害者に接するもの</p> <p>2 [略]</p>	<p>(精神保健福祉業務手当)</p> <p>第7条 精神保健福祉業務手当は、職員が、次に掲げる業務に従事したときに、支給する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 法第47条第1項の規定による精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談及び<u>援助</u>又はこれらに準ずる業務で精神障害者に接するもの</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。